

産業廃棄物処分業許可証

優良

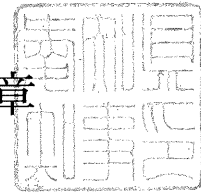
住 所 知多郡武豊町字三号地1番地

氏 名 公益財団法人 愛知臨海環境整備センター
理事長 伊藤 範久 様

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大村 秀 章



許可の年月日 平成26年 2月12日

許可の有効年月日 平成33年 1月29日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

埋立処分

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥（無機性汚泥に限る。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。）、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。）、鋳さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、ダスト類、令第2条第13号廃棄物

以上 10品目

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 埋立施設（安定型）

ア 設置場所

知多郡武豊町字旭1番及び一号地17番2の地先公有水面

イ 設置年月日

平成22年6月30日

ウ 埋立地の面積

83,692.90m²（全体面積 471,825.70m²）

エ 埋立容量

810, 180m³

オ 埋立処分する産業廃棄物

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

カ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(2) 埋立施設（管理型）

ア 設置場所

知多郡武豊町字旭1番及び一号地17番2の地先公有水面

イ 設置年月日

平成23年2月14日

ウ 埋立地の面積

388, 132.80m²（全体面積 471, 825.70m²）

エ 埋立容量

4, 566, 000m³

オ 埋立処分する産業廃棄物

燃え殻、汚泥（無機性汚泥に限る。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。）、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。）、鉱さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、ダスト類、令第2条第13号廃棄物

カ 許可年月日及び許可番号

平成20年3月19日 19循環第48-1号

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成 4年 1月30日 新規許可
平成 9年 1月29日 更新許可
平成14年 1月30日 更新許可
平成19年 3月12日 更新許可
平成26年 2月12日 更新許可（優良認定）
平成28年 9月 8日 書換

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無